

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:UV ink White
品番	:SPC-0371W-6
会社名	:株式会社ミマキエンジニアリング
住所	:長野県東御市滋野乙2182-3
担当部門	:技術本部
メールアドレス	:ink@mimaki.com
電話番号	:0268-64-2413
FAX番号	:0268-64-5580
緊急時の電話番号	:0268-64-2281
	:公益財団法人 日本中毒情報センター 中毒110番
	* 一般市民専用電話
	(大阪)072-727-2499 365日 24時間対応
(事故に伴い急性中毒のおそれがある場合)	(つくば)029-852-9999 365日 9~21時対応
	* 医療機関専用電話
	(大阪)072-726-9923 365日 24時間対応
	(つくば)029-851-9999 365日 9~21時対応
推奨用途及び使用上の制限	:UV硬化型インク、インクジェットプリンター用

## 2. 危険有害性の要約

### [GHS分類]

物理化学的危険性	
引火性液体	:区分外
健康に対する有害性	
急性毒性(経口)	:区分外
皮膚腐食性/刺激性	:区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	:区分2
皮膚感作性	:区分1
発がん性	:区分2
環境に対する有害性	
水生環境有害性(急性)	:区分2
水生環境有害性(長期間)	:区分2

上記で記載が無いものは、分類できない、分類対象外

### [GHSラベル要素]

絵表示



注意喚起語  
警告

危険有害性情報

- H315 皮膚刺激
- H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- H319 強い眼刺激
- H351 発がんのおそれの疑い
- H411 長期継続的影響により水生生物に毒性

注意書

[安全対策]

- P201 使用前に安全データシート(SDS)及びプリンター取扱説明書入手すること。
- P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- P261 ガス/ミストの吸入を避けること。
- P264 取扱後は手をよく洗うこと。
- P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- P273 環境への放出を避けること。
- P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

[応急措置]

- P302+P352 皮膚に付着した場合:多量の水と石鹸で洗うこと。
- P305+P351+P338 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P308+P313 暴露または暴露の懸念がある場合:医師の診断 /手当てを受けること。
- P333+P313 皮膚刺激または発疹が生じた場合:医師の診断 /手当てを受けること。
- P337+P313 眼の刺激が続く場合:医師の診断、手当てを受けること。
- P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- P391 漏出物を回収すること。

[保管]

- P405 施錠して保管すること。

[廃棄]

- P501 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託し廃棄すること。

**3. 組成、成分情報**

単一物質・混合物の区分 :混合物

成分及び含有量

成分名	含有量 [%]	官報整理番号	CAS No.	備考
アクリル酸エステル	65~75%	あり(化審法番号) あり(安衛法)	あり	
酸化チタン	15~25%	あり(化審法番号) あり(安衛法)	あり	*
その他	5~15%	営業秘密	営業秘密	

\*安衛法:名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物・・・酸化チタン:15~25%

## 4. 応急措置

### 吸入した場合

- ・気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・症状が改善しない場合には、医師に連絡すること。
- ・嘔吐が自然に生じたときは気道への吸入がおきないように身体を傾斜させる。
- ・水でうがいをする。

### 皮膚に付着した場合

- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
- ・大量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- ・外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。
- ・すべての汚染された衣類を直ちに取り除くこと。

### 目に入った場合

- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- ・まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・眼球を傷つける可能性があるのでこすらない。
- ・直ちに医師に連絡すること。

### 飲み込んだ場合

- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ・嘔吐が自然に生じたときは気道への吸入がおきないように身体を傾斜させる。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
- ・水で口内を洗う(その人の意識がある場合のみ)。

### 応急措置をする者の保護

- ・適切な保護具(保護メガネ、防護マスク、手袋等)を着用する。(8.暴露防止及び保護措置要参照)
- ・換気を行う。

### 医師の診断が必要な場合

- ・この容器のラベルに記載された注意事項又はSDSを示すこと。

## 5. 火災時の措置

### 消火剤

- ・泡、二酸化炭素、粉末。

### 使ってはならない消火剤

- ・棒状水

### 特有の消火方法、消火を行う者の保護

- ・適切な保護具(耐熱性着衣等)を着用する。
- ・火災により有毒ガスやヒュームが発生するので、適切な呼吸用保護具(送気マスク、自給式呼吸器等)を着用する。
- ・安全に対処できるのであれば、可燃性のものを周囲から取り除く。
- ・指定の消化剤を使用すること。
- ・高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。
- ・消火活動は風上より行う。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、保護衣、ゴーグル等)を着用する。(8. 暴露防止及び保護措置要参照)
- ・屋内では換気をしっかり行う。
- ・屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行う。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
- ・付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- ・屋内の場合、処理が終わるまで適切な換気を行う。

環境に対する注意事項

- ・河川への排出等により、環境への影響を起さないように注意する。
- ・万一、河川公共水路等に流れ込んだ場合は、直ちに地方自治体の公害担当者に報告する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

- ・漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・付着物、廃棄物等は、関係法規に基づいて処置すること。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて密閉可能な容器に回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- ・容器は注意して取扱う。
- ・使用時には飲食しない。
- ・換気の良い場所で取り扱う。
- ・屋内作業の場合、局所排気装置の設置された場所で作業する。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・加熱すると爆発の恐れがある。
- ・作業中のコンタクトレンズの着用は好ましくない。
- ・皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、目に入ったりしないよう保護具を着用する。
- ・取扱い後は手・顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
- ・過去に、アレルギー症状を経験している人は取り扱わないこと。

保管

- ・法規に従って、耐火構造、危険物施設に保管する。
- ・日光の直射を避ける
- ・通風の良いところに保管する。
- ・子供の手の届かないところに保管する。
- ・施錠して保管する。
- ・過酸化剤と同じ場所に置かない。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。
- ・消防法危険物1, 6類と混載してはならない。

## 8. 暴露防止及び保護措置

[管理濃度、許容濃度]

成分名	日本産業衛生学会	ACGIH(TLV-TWA)
酸化チタン	吸入性粉塵:1mg/m <sup>3</sup> 総粉塵:4mg/m <sup>3</sup>	10mg/m <sup>3</sup>

[設備対策]

- ・局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるような設備にすること。
- ・取扱い場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設けその位置を表示する。

[保護具]

呼吸器の保護具

- ・作業を行う場合には、適切な保護マスクを着用すること。
- ・本製品を多量に使用する場合、または密閉空間で使用する場合には、送気式もしくは自給式呼吸器を推奨する。

手の保護具

- ・有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質(ウレタン製等)の手袋を着用すること。

目の保護具

- ・取り扱いには保護メガネ(ゴーグル型)または保護面(防災面)を着用すること。

皮膚及び身体の保護

- ・取り扱う場合には、皮膚を直接曝露されないような衣類を着けること。また、帯電防止性能を有し、化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。
- ・安全靴を着用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

性状(状態、色)	: 白色液体
臭い	: 特異臭
粘度	: 18-22 mPa・sec
引火点	: 131℃(クリーブランド開放式)
密度	: 1.20-1.22g/cm <sup>3</sup>
溶解性	: 水: 不溶 有機溶剤: 可溶

## 10. 安定性及び反応性

安定性(危険有害反応可能性)

- ・通常の保管及び取扱いの条件では安定と考えられる。

避けるべき条件

- ・光

混触危険物質

- ・過酸化物の混入

危険有害な分解生成物

- ・情報なし

その他の危険性情報

- ・自己重合性があり、熱、光などにより暴走反応を生じる事がある

## 11. 有害性情報

### [急性毒性]

製品としては区分外(経口)  
急性毒性(経口) 計算値(ATEmix) > 2000

### [皮膚腐食性/刺激性]

製品としては区分2  
皮膚区分2の成分合計  $\geq 10\%$

### [眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性]

製品としては区分2  
眼または皮膚区分1の成分合計  $\times 10 +$  (眼区分2、2Aまたは2B成分合計)  $\geq 10\%$

### [皮膚感作性]

製品としては区分1  
1%以上の区分1または区分1B成分あり

### [生殖細胞変異原性]

情報なし

### [発がん性]

製品としては区分2  
区分2の成分合計  $\geq 1\%$

### [生殖毒性]

情報なし

### [特定標的臓器/全身毒性-単回ばく露]

情報なし

### [特定標的臓器/全身毒性-反復ばく露]

情報なし

### [吸引性呼吸器有害性]

情報なし

## 12. 環境影響情報

### 一般注意事項

- ・漏洩、廃棄等の際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。  
特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

### 生態毒性

- ・水生環境有害性(急性) : 毒性乗率  $\times$  区分1の成分合計  $\times 10 +$  区分2の成分合計  $\geq 25\%$   
水生環境有害性(長期間) : 毒性乗率  $\times$  区分1の成分合計  $\times 10 +$  区分2の成分合計  $\geq 25\%$

### 残留性・分解性

- ・混合物としてのデータがない

### 生態蓄積性

- ・混合物としてのデータがない

### 土壌中の移動性

- ・混合物としてのデータがない

### オゾン層への有害性

- ・モントリオール議定書で列記された成分の含有情報なし

### 13. 廃棄上の注意

- ・廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・廃塗料、廃溶剤、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理をする。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・排水処理等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。
- ・空容器は内容を完全に除去してから処分する。
- ・異種の塗料廃棄物を混合して処理する場合は、各種法規制に従って混合処理の可否を判断すること。
- ・焼却条件によっては有毒ガスが発生する可能性があるため、除害装置のある焼却炉の使用を推奨する。

### 14. 輸送上の注意

取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。  
容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

国連番号 (UN No.)	:3082
国連輸送名 (Proper Shipping Name)	:環境有害物質(液体)(他に品名が明示されていないもの)
クラス (Class)	:クラス9 その他の危険物質及び物品
容器等級 (Packing Group)	:III
海洋汚染物質	:該当する

#### [特別の安全対策]

- ・保護具、消火器を携帯する。
- ・梱包や袋が破れないように丁寧に取扱う。

#### [国内規制]

陸上規制情報	:消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。 荷造り人は運送業者に運搬注意書(イエローカード)を交付する。
海上規制情報	:船舶安全法に定めるところに従うこと。
航空規制情報	:航空法の定めるところに従うこと。

#### [国際規制]

海上規制情報	:IMO/IMDG の規定に従うこと。
航空規制情報	:ICAO/IATA の規定に従うこと。

#### [補足説明]

※5Lまたは5kg以下の製品は以下の特別規定が適用可能である。

- 1) ICAO/IATA (A197)
- 2) IMDG (2.10.2.7)
- 3) ADR (SP 375)



## 15. 適用法令

消防法	:第4類 第3石油類(非水溶性) 危険物等級Ⅲ
毒物および劇物取締法	:該当しない
労働安全衛生法	:名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 ・・・酸化チタン(Ⅳ)(政令番号:191):15~25%
海洋汚染防止法	:海洋汚染物質
外国為替及び外国貿易法	:輸出貿易管理令別表第1の16項に該当するので、経済産業省の ガイドラインの参照や事前相談が望ましい
船舶安全法	:有害性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	:その他の有害物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	:該当しない

## 16. その他の情報

### 参考文献

国際化学物質安全性カード(ICSC)  
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances(RTECS)  
作業環境評価基準  
産業衛生学会雑誌  
2001 TLVs and BEIs(ACGIH)  
米国連邦規則集(OSHA)  
IARC Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans(IARC)  
法規制物質リスト(日本ケミカルデータベース)  
ケミカルデータベース(日本ケミカルデータベース)  
GHS分類結果データベース(製品評価技術基盤機構 NITE)  
CHEMGOLD2 (ChemWatch)  
GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック 混合物用(塗料用)

本データシートは、作成時または改定時において、製品及びその組成に関する最新の情報(危険有害性情報・取扱情報)を集めて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加・修正を行い改訂致します。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。  
本製品を当社が認めた材料以外のものと混合、当社が認めた使用以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行って下さい。